# ○京都府立大学ハラスメントの防止等 に関する規程

(令和6年京都府立大学規程第9号)

## (趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントが学生及び教職員等の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識に立ち、本学においてハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

- 第2条 この規程は、学生及び教職員等の在学中又は在職中に生じた言動につい て適用する。
- 2 学生又は教職員等の身分を失った者からのハラスメントに関する苦情の申出 及び相談(以下「苦情相談」という。)は、身分を失ってから1年以内に限り 行うことができる。
- 3 学生又は教職員等の身分を失った者の在学中又は在職中に生じた言動については、身分を失ってから1年以内に限り、この規程を適用する。

#### (定義等)

- 第3条 この規程において「学生」とは、学部学生、大学院学生、研究生、科目 等履修生、特別聴講学生等あらゆる形態で、本学において修学する者をいう。
- 2 この規程において「教職員等」とは、学長、本学に在職する京都府公立大学 法人教職員就業規則(平成20年京都府公立大学法人規則第3号)及び京都府公 立大学法人有期雇用教職員就業規則(平成20年京都府公立大学法人規則第4 号)の適用を受ける者、共同研究員、研修員並びに市町村から研修のために派 遣される職員をいう。
- 3 この規程において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。
- 4 この規程において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労

上の関係にある本学の学生及び教職員等が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

- 5 この規程において「パワー・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある本学の学生及び教職員等が、優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。
- 6 この規程において「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、 一定の就学・就労上の関係にある本学の学生及び教職員等が、妊娠・出産に関する言動又は妊娠・出産、育児・介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。
- 7 この規程において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある本学の学生及び教職員等が、不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

## (学生及び教職員等の責務)

第4条 学生及び教職員等は、互いに個人としての人格を尊重するとともに、自己啓発に努め、決してハラスメントを行ってはならない。また、ハラスメントの防止及び排除に協力し、第12条に定めるハラスメント調査会の調査等に協力しなければならない。

#### (学長の責務)

第5条 学長は、ハラスメントの防止等を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 学長が苦情相談の対象者となる場合は、理事長が学長に代わりその責務を負 う。この場合、第5条、第12条、第13条及び第14条中「学長」とあるのは 「理事長」と読み替えるものとする。

# (学部等の長の責務)

- 第6条 学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織及び事務局(以下「学部等」という。)の長は、当該学部等におけるハラスメントの防止等の責任者として、次の各号に掲げる責務を負うものとする。
  - (1) 当該学部等におけるハラスメントの防止及び排除の啓発とハラスメントに 起因する問題の未然防止措置を講じること。
  - (2) 当該学部等に所属する第 10 条に定めるハラスメント相談員等と日常的に 連携を図り、苦情相談を円滑に行うこと。
  - (3) 苦情相談に対応したハラスメント相談員、第7条に定めるハラスメント防止対策委員会等と連携して、ハラスメントに起因する問題に迅速かつ適切に対処すること。

## (ハラスメント防止対策委員会)

- 第7条 本学に、次の各号に掲げる委員で組織するハラスメント防止対策委員会 を置く。
  - (1) 副学長のうち学長が指名する者
  - (2) 各学部から選出された教員 各2名 (男女各1名)
  - (3) 総務課長及び学務課長の職にある者
  - (4) 総務課長及び学務課長が指名する職員 各1名
- 2 前項第2号の委員は、所属学部の長の内申に基づき、学長が任命する。任期 は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任 期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

- 第8条 ハラスメント防止対策委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、ハラスメント防止対策委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務 を代行する。

# (ハラスメント防止対策委員会の任務)

- 第9条 ハラスメント防止対策委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) ハラスメントの研修及び啓発活動に関すること。
  - (2) 苦情相談のあった事案の解決に関すること。
  - (3) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。

2 ハラスメント防止対策委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を 求め、意見又は説明を聞くことができるものとする。

## (ハラスメント相談窓口)

- 第 10 条 学生及び教職員等は、ハラスメント相談窓口に苦情相談を行うことができる。
- 2 ハラスメント相談窓口として、内部相談窓口及び外部相談窓口を置く。
- 3 内部相談窓口として、ハラスメント相談員を配置し、第7条に定めるハラスメント防止対策委員会の委員が兼ねるものとする。
- 4 外部相談窓口として、学外専門家による相談窓口を設置する。

## (ハラスメント相談員の責務)

- 第11条 ハラスメント相談員の責務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 苦情相談に適切に対応するとともに、相談者に対して問題の解決に必要な援助、情報等を提供すること。このとき、相談者の了解のもとに、必要に応じて関係学部等の長、その他関係部署等と連携するものとする。
  - (2) 相談記録を作成し、その概要をハラスメント防止対策委員会に報告すること。
  - (3) ハラスメント相談員は、任期中及び退任後においても任務中に知り得た事実を他に漏らしてはならない。
- 2 外部相談窓口においても学外専門家は、相談記録を作成し、その概要をハラスメント防止対策委員会に報告するものとする。

#### (ハラスメント調査会)

- 第12条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査する必要があると認めた場合、 事案ごとにハラスメント調査会を設置することができる。
- 2 ハラスメント防止対策委員会は、苦情相談の解決のためにハラスメントの事 実関係を調査する必要があると認めた場合、学長にハラスメント調査会の設置 を要請することができる。
- 3 ハラスメント調査会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) ハラスメント防止対策委員会委員長
  - (2) 各学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
  - (3) 教務部長、学生部長及び事務局長
  - (4) 当該苦情相談に応じたハラスメント相談員
  - (5) 弁護士その他の学長が指名する者

- 4 ハラスメント調査会に調査会長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充 てる。
- 5 ハラスメント調査会には、必要に応じ、委員以外の専門家の出席を求めることができるものとする。
- 6 ハラスメント調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びその ほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。 また、事案解決に必要な措置等を学長に提言することができる。
- 7 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護に は十分に配慮するものとする。

#### (調査結果の告知及び不服申立て)

- 第13条 学長は、ハラスメント調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して、速やかに書面により調査結果を告知するものとする。
- 2 前項の告知を受けた者は、当該告知内容について不服がある場合は、告知を 受けた日の翌日から2週間以内に、書面により学長に不服を申し立てることが できるものとする。
- 3 学長は、前項の不服申立てがあった場合は、不服を申し立てた者に対して、 申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。
- 4 前項の通知内容に対する不服申立ては、認めない。

#### (措置の決定及び実施)

第14条 学長は、ハラスメント調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受け たとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等 の必要な措置を決定し、実施する。また、ハラスメントの認定があったときは、 懲戒のための手続きを開始する。

## (不利益取扱いの禁止)

第15条 学生及び教職員等は、ハラスメントに関する相談、当該相談への対応に 対する協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした学生及び教職員等に 対し、そのことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

### (庶務)

第16条 ハラスメント防止対策委員会及びハラスメント調査会に関する庶務は、 総務課総務係において処理する。

# (雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

# 附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 京都府立大学ハラスメント防止委員会の設置等に関する規程(平成 20 年京 都府立大学規程第 25 号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 旧規程第2条第2項第1号及び第2号の委員が、引き続き第7条第1項第2 号の委員となる場合、委員の任期は1年(令和7年3月31日まで)とする。
- 4 この規程の施行前の旧規程に基づく苦情相談の案件については、この規程を 準用する。